

# 平川市事業者物価等高騰 対策緊急支援事業

## 概要

電気料金や燃料費等の高騰の影響を受けている市内事業者に対し、当該経費の一部を補助します。なお、**確定申告を農業生産部門についてのみ行っている農業者の方は、農林課の「平川市肥料価格等高騰対策支援事業」をご活用ください。**

## 交付金額

○令和3年12月31日までに事業を開始した方  
確定申告書類に記載された水道光熱費等（※1）のうち市内事業所に係るものの合計金額の10分の1の額を交付します。対象となる確定申告書類は、事業者区分及び事業開始時期により、以下のとおりとします。

- ・個人事業主は令和3年に係るもの。
- ・令和3年4月30日までに事業を開始した法人は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。
- ・令和3年5月1日以降に事業を開始した法人は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。

○令和4年1月1日以降に事業を開始した方  
令和4年中に支払った事業に係る水道光熱費等（※1）のうち市内事業所に係るものの合計金額の11分の1の額を交付します。

（※1）水道光熱費等は、電気料、水道料、下水道料、ガス代、灯油代、軽油代、重油代、ガソリン代を指します。

ただし、いずれの場合も、次に示された額が上限額となります。

事業者区分	上限額
個人事業主又は従業員数10人未満の法人	10万円以内
従業員数10人以上30人未満の法人	30万円以内
従業員数30人以上の法人	50万円以内

従業員数は、市内事業所に勤務する者の人数とします。

## 交付要件

- ・市内に本社、店舗又は主たる事業所を置く中小事業者であること。
- ・令和3年分（法人は、上記の交付金額の項目において規定される事業期間）に係る確定申告を行っていること（※2）。
- （※2）令和4年1月以降に事業を開始した場合は不要です。
- ・住民税等の滞納（個人事業主の場合は世帯員全員）がないこと。
- ・今後1年以上事業を営む予定であること。

## 手続

平川市から業務を受託した株式会社エスプールグローバルが申請受付及びお問合せの対応を行います。手続きの流れは次のとおりです。

「交付申請（郵送） → 受付 → 申請内容審査 → 支援金交付決定通知  
→ 支援金交付（口座振込）」

# 必要書類

チェック欄	書類名
事業開始時期を問わず、提出していただく書類	
<input type="checkbox"/>	平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書
<input type="checkbox"/>	預金通帳(金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義等がわかるページ)の写し
市外に住所を置いている場合は、次の書類も必要です。	
<input type="checkbox"/>	住民税等の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類(個人事業主は世帯員全員分)
令和3年12月31日までに事業を開始した方に提出していただく書類	
<input type="checkbox"/>	確定申告書類の写し(※3) ○個人事業主は、令和3年分の確定申告書(又は住民税申告書)及び青色申告決算書又は収支内訳書 ○法人は、法人税確定申告書(別表一及び第二十号様式)、法人事業概況説明書及び損益計算書(水道光熱費等の金額がわかるもの)。対象となる確定申告書類は、事業開始時期により、以下のとおりとなります。 ・令和3年4月30日までに事業を開始した場合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。 ・令和3年5月1日以降に事業を開始した場合は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に事業期間の終期が到来する期間に係るもの。
(※3) 收受日付印又はe-Taxの受信通知があるものに限りします。	
水道光熱費等について、確定申告書類に水道光熱費や燃料費以外の科目で記載した場合、その金額がわかるもの(通帳、領収書又は総勘定元帳等)の写しが必要です。(※4)	
<input type="checkbox"/>	○個人事業主は、令和3年中に支払った水道光熱費等の金額がわかるもの。 ○法人は、上記の事業期間に支払った水道光熱費等の金額がわかるもの
(※4) 支払先、支払内容、支払時期、支払金額が確認できるものに限りします。また、領収書は領収印のあるものに限りします。	
令和4年1月1日以降に事業を開始した方に提出していただく書類	
<input type="checkbox"/>	事業開始時期などを証明できるものの写し ○個人事業主は、開業・廃業等届出書又は営業証明書。 ○法人は、法人設立届出書及び市内事業所に勤務する従業員数を証明する書類。
<input type="checkbox"/>	令和4年中に支払った事業に係る水道光熱費等の金額がわかるもの(通帳、領収書又は総勘定元帳等)の写し。(※5)
(※5) 支払先、支払内容、支払時期、支払金額が確認できるものに限りします。また、領収書は領収印のあるものに限りします。	

# 申請及びお問合せ先

**申請は郵送でのみ受付いたします。** 受付期間、郵送宛先及びお問合せの電話番号は次のとおりです。

**受付期間：令和4年12月1日から令和5年2月28日まで(消印有効)**

郵送宛先：〒036-8092

弘前市城東北3丁目10-1 さくら野百貨店弘前店1階  
株式会社エスプールグローバル 弘前センター

**電話：0120-22-6080** (令和4年12月1日から令和5年2月28日まで対応)

詳しくは、平川市ホームページをご覧ください。

平川市事業者物価等高騰対策緊急支援事業

検索

表面もご覧ください